

青教育第1601号
青教ス第1115号
令和5年2月10日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における
感染拡大防止対策の変更について（通知）

各校におかれては、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

県教育委員会では、県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、本県の感染状況等に係るレベル分類に応じて、具体的な対策の内容を示してきたところであり、現在、令和4年6月13日付け青教育第502号・青教ス第342号通知に基づき対策を講じていただいているところです。

このたび、本県の感染状況等に係るレベルが、令和5年2月9日（木）にレベル2から1に移行したと発表されたことを受け、県立学校における対策の内容について、2月13日（月）から下記のとおり変更します。

各学校におかれては、本通知の内容について児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに、学校内での対策について適切に実施して下さるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する必要があることを申し添えます。

記

1 基本的な考え方

校内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、衛生管理マニュアルに基づき、2のとおり対策を適切に講じた上で学校教育活動を実施する。

2 対策の概要

(1) 各教科等

感染のリスクが高い学習活動については、必要な対策を講じた上で実施すること。

(2) 学校行事等

感染拡大防止対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。

(3) 部活動

別添「部活動実施上の留意事項について」に基づき、必要な対策を講じること。

校長は、「部活動における感染拡大防止対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、必要な対策が講じられているか感染状況に応じて点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。

① 活動日数

「運動部活動の指針（平成30年12月）」及び「青森県文化部活動の指針（令和元年8月）」に基づく日数の活動を可能とする。

② 対外試合

他校との試合（練習試合を含む。）は、県内外を問わず実施可能とする。

③ 合宿

合宿は、実施可能とする。

(4) 外部人材の活用

外部人材による指導を実施可能とする。

ただし、実施に当たっては、万全の感染拡大防止対策を講じること。

県民の皆さまへのお願い
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

- 【担当】
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907（直通）
 - 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ TEL017-734-9883（直通）
学校教育課 小中学校指導グループ TEL017-734-9895（直通）
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL017-734-9882（直通）